

「北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業」委託業務処理要領

第1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業」委託業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 委託業務の目的及び概要

1 目的

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもをはじめとする、様々な課題を抱える子どもの声を受け止め、支援につなげていく「子どもの居場所」の取組を各地域で広めていくため、コーディネーターの派遣や研修会等を実施し、地域での取組を支援する。

2 概要

（1）コーディネーター

- ア 対象者 地域で子どもの居場所の開設を希望又は運営している者
- イ 相談料 徴収しない。
- ウ 実施内容 各地域に出向き、「子どもの居場所」の新規開設に向け、相談支援等を行う。
特に、様々な課題を抱える子どもの声を受け止め、支援につなげる対応について
その他、週に3日、各種相談に応じる電話相談窓口を開設する。
- エ 実施期間 契約締結の日から翌年3月31日まで

（2）研修事業

- ア 対象者 地域で子どもの居場所の開設を希望又は運営している者
- イ 参加料 徴収しない。
- ウ 実施内容 ①先行事例の紹介や子どもの居場所の安定的な運営に向けた研修会
②地域における連携体制の構築に向けた運営者同士の交流会
③地域の子どもたちの支援ニーズを把握するための研修
④その他子どもの居場所の運営及び連携体制構築に資するもの
- エ 実施回数 6回以上（同一地域で複数回実施することも可能）
- オ 実施地域 委託者と受託者において協議のうえ、実施地域を決定する。

（3）情報発信

子どもの居場所の開設や民間との連携事例など子どもの居場所の新規開設希望者や運営者に参考となる情報を収集し、情報を発信する。

（4）本事業で支援した事例や研修事業についてまとめた報告書を作成すること。

（5）業務の進捗状況の報告

（1）から（3）の一連の事業終了後、道に実施結果を報告するとともに、随時、必要に応じて業務の進捗状況について紙媒体で一部提出するとともに、電子データにより報告する。

なお、電子データは word 形式など編集可能な形式とすること。

第3 実施期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

第4 報告事項

受託者は、次のとおり本業務処理要領に定める事業実施内容等について、別記の各様式により委託者に報告するものとする。

	項目	提出様式	提出時期
1	業務処理計画書 (契約書第4条関係)	別記第1号様式	契約締結の日から10日以内に提出する。 また、業務処理計画を変更しようとする場合は、あらかじめ変更後の業務処理計画書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。
2	業務処理責任者 (契約書第6条関係)	別記第2号様式	
3	実績報告書及び収支精算書 (契約書第11条関係)	別記第3号様式 別記第4号様式	事業終了の日から20日以内に実施結果に関する報告書(任意様式)を添付の上、提出すること。 また、次の書類を添付すること。 ○人件費 業務日誌(写)、出勤簿(写)、給与台帳(写)、給与支払明細書(写)、雇用契約書(写)、標準報酬決定通知書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類 ○旅費 出張命令書(写)、出張復命書(写)(出張内容がわかる資料)、交通費等の領収書(写)等及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類 ○その他の経費 請求書(写)、契約書(写)、発注書(写)、納品書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類 ※インターネットバンキングを利用して経費の支払を行ったときは、画面の写しを提出する。 ※委託期間中の現地調査、業務の処理状況に関する報告等において、随時提出を求めることがあるので常に整備しておくこと。

第5 再委託について

1 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

(1) 次の事項を記載した書面

- ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 再委託する業務の範囲
- ウ 再委託する理由及びその必要性
- エ 再委託の契約金額
- オ 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
- カ 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

(2) 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

- 2 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- 3 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- 4 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

第6 その他

- 1 受託者は、委託期間中及び業務完了後における現地調査に協力すること。
- 2 受託者は、委託業務に関する帳簿及び書類を備え、委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるよう整理すること。
- 3 委託業務に要したことが確認できない経費は、当該経費を除き委託料の額を確定する。
- 4 その他事業の実施に当たって必要な事項は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。